

## 別記様式（第5条関係）

## 自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第363号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	しおん代行
	主たる営業所が所在する市町	長崎県北松浦郡佐々町
処 分 年 月 日		令和4年6月23日
処 分 内 容		営業停止命令 (令和4年7月1日から同年7月30日まで)
処 分 理 由		指示処分による累積点数が4点に達し、営業停止基準に該当したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
処分を行った公安委員会		長崎県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。